配当公告

愛知県清須市朝日愛宕七二番地
破産者　有限会社保田工業

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第三五四九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一一〇、二一五、六五二円

一、配当することのできる金額
金四〇、三九八、三三一円

平成二十三年十一月二十一日
名古屋市中区丸の内三丁目一五番三号ＴＣＦ丸の内ビル一〇階
破産管財人　奥村　哲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西二四条南四丁目三九番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　棟方　淳司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
北海道帯広市西二条南一一丁目一二番地
天光堂ビル三階　阪口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阪口　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区西荻南四丁目六二番地、最後の住所千葉県松戸市松戸一八七七番地の一パークホームズ松戸セントラルマーク七〇二号
被相続人　亡　榎本　恭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
千葉県松戸市本町一八番地の四ＮＢＦ松戸ビル七階ユーカリ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　悠里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町大磯一〇一一番地、最後の住所神奈川県平塚市東八幡二丁目一一番二一―三〇二号オクトピア東八幡
被相続人　亡　水島　千恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
神奈川県小田原市栄町一丁目八番一号Ｙ＆Ｙビル五―Ｂ号室　白川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白川　秀信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡志賀町徳田ウの五三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　泉　秋弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
石川県羽咋市南中央町キ一四三番地三
相続財産管理人　圓山晃一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡七宝町大字沖之島字中屋敷二三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小坂井喜代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
名古屋市中区丸の内二丁目七番五号丸の内ＦＳビル三階木下・岡法律事務所
相続財産管理人　岡　嗣人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県あわら市春宮二丁目一四三番地、最後の住所名古屋市緑区鳴丘一丁目七〇六番地
被相続人　亡　庄山　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
名古屋市東区白壁二丁目四番三〇号八興第二センタービル二階二一世紀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　一平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県御所市一二一五番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　櫛原　憲司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
奈良県奈良市高天町一〇番地の一株式会社Ｔ．Ｔ．ビル二階　南都総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小城　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市日方一二二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　江川　善和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
和歌山県和歌山市三木町南ノ丁一八番地ラ　イオンズマンション和歌山三木町二〇二号
相続財産管理人　弁護士　窪川　亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市東町二丁目九一〇番地第一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　重松　正文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目二五番地三―二〇一
相続財産管理人　久保山且也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市兵庫町大字渕八四四番地、最後の住所佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀一三四八番地二二　被相続人　亡　内川欣一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十一日
佐賀県佐賀市兵庫南三丁目一一番五号
相続財産管理人　田島　正道

第５期決算公告

平成23年11月21日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
中銀ライフケア天神山特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（平成23年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	1,094,533	流動負債	704,327
その他の資産	109,750	固定負債	362,598
		負債合計	1,066,925
		社員資本金	137,357
		特定先資本金	10
		優先資本金	610,350
		剰余金	△473,002
		当期未処理損失	473,002
		純資産合計	137,357
資産合計	1,204,283	負債・純資産合計	1,204,283

損益計算書の要旨
（自　平成22年８月１日　至　平成23年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	388,611
営業費用	496,609
営業損失	107,997
営業外収益	49
営業外費用	588
経常損失	108,536
特別損失	11,118
税引前当期純損失	119,654
法人税、住民税及び事業税	297
当期純損失	119,952
前期繰越損失	353,050
当期未処理損失	473,002

第 42 期決算公告

平成23年11月21日
東京都中野区中野四丁目７番３号
株式会社通販生活
代表取締役　齋藤　憶良

貸借対照表の要旨（平成23年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	132
	固定資産	2,162
	合計	2,294
負債及び純資産の部	流動負債	220
	固定負債	―
	株主資本金	2,074
	資本金	10
	資本剰余金	2,064
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	2,046
	（うち当期純利益）	（23）
	合計	2,294